

カヌー・スラロームセンター

新型コロナウイルス感染拡大予防運用ルール

(ご利用の皆様へのお願い)

Ver.1 令和2年9月25日

1.本運用ルールについて

本運用ルールは東京都オリンピック・パラリンピック準備局作成「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン（第3版 令和2年8月5日）」、公益社団法人日本スポーツ協会/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日改訂版）」、一般社団法人ラフティング協会（RAJ）作成「RAJ新型コロナウイルス対策ガイドライン（令和2年5月）」などを踏まえ、カヌー・スラロームセンターの指定管理者である株式会社協栄が作成したものです。

なお本運用ルールは、今後知見の蓄積や状況の変化に応じ、逐次見直すことがある事にご留意ください。

2.利用者の皆様へのお願い

施設をご利用の際は以下の各事項を遵守いただきますようお願いいたします。また各加盟団体別のガイドラインが作成されている場合は参考とするようにしてください。

- 以下の事項に該当する場合は、自主的にご利用を見合わせて下さい。
 - ・ 体調がよくない（例：発熱、咳・のどの痛みなど風邪の症状、倦怠感・息苦しさ、嗅覚や味覚の異常、体が重く感じる・疲れやすい等）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方と濃厚接触した
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある
- マスクを持参して下さい。（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクの着用をお願いいたします。）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施して下さい。
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保して下さい。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。）
- 利用中、大きな声での会話は控えて下さい。
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置についても遵守し、指示に従って下さい。
- ゴミはご家庭へ持ち帰ってください。鼻水、唾液などのついたゴミは、ビニール袋に入れて密封してください。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告して下さい。
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けて下さい。会話の際は、マスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮して下さい。

(運動やスポーツを行う際の留意事項)

- 十分な距離を確保して下さい。
 - ・ 運動やスポーツの種類に関わらず、運動やスポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けてください。(介助者や誘導者の必要な場合を除きます。)
※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当です。
 - ・ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けて下さい。
- 運動中に唾や痰をはくことは極力行わないでください。
- タオルの共用はお控え下さい。
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにして下さい。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えばコース上)に捨てないで下さい。

3. イベント主催者様へのお願い

イベントを開催する際は本運用ルールその他、東京都オリンピック・パラリンピック準備局作成「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン(第3版 令和2年8月5日)」、公益社団法人日本スポーツ協会/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月29日改訂版)」に沿ったご対応を頂きますようお願いいたします。

全国的かつ大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、施設使用をお断りする場合がございます。

イベント実施の際は以下を遵守頂きますよう、お願い申し上げます。

- スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数をへらすなど対応をとること。
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合はマスクを着用する事などの留意事項を周知する事。
- 来場者が遵守すべき事項は、イベント受付など開場の至る場所に掲示などを行うとともに、イベントの合間などを活用し定期的なアナウンスを行うなどの取り組みを講じる事。
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給などとして飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - ・ 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること
 - ・ スポーツドリンクなどの飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する事(ただし、ドーピング検査の対象となるものが参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと)

- ・ 果物等の食品については、参加者が同じトングなどで大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- ・ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる事